

誘導施設一覧表

誘導施設	
市場	<ul style="list-style-type: none"> ・公設市場 ・一の建物であって、一般消費者が日常生活の用に供する生鮮食料品又は花き等の農畜水産物を販売する20以上の卸売又は小売商の店舗の用に供されるもの
市民会館	
県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎
市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎
中核的商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店立地法第2条2項に規定する店舗面積10,000㎡を超える大規模小売店舗
映画館・劇場等	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館法第2条第1項に規定する博物館 ・博物館法第29条第1項に規定する博物館相当施設 ・社会教育調査の対象となる博物館類似施設
沖縄総合事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎
行政サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス施設(支所等)
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法第20条の目的により市が設置する公民館
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法第2条に規定する図書館
多目的ホール	<p>次の①～③全てに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建築基準法による「集会場・公会堂」(冠婚葬祭場等、目的を限定するものを除く) ②特定の人や団体等の利用に限定されないもの ③当該用途に供する床面積200㎡以上の一体的なスペースを持つもの
大学・短期大学・専門学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する大学(短期大学を含む) ・学校教育法第124条に規定する専修学校の内、専門課程を置くもの